



# みどり

第503号

公益社団法人  
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町2-33  
電話 (088)636-1234(代)  
FAX (088)636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

## 令和3年度 第9回理事会を開催

県環境技術センターは、1月27日(木)午後3時から理事10名、監事2名の役員が出席し、第7回理事会を開催した。

理事会の議案及び協議・決定事項は以下のとおり。

### 《協議事項》

議 題	協議内容
1 令和4年の事業計画案の提案について	令和4年度の事業計画案を提出し議場に諮った。法定検査実施計画は次の通り。 検査総数：95,000基（前年比+2,000） （7条：2,500基、11条：92,500基）
2 令和3年度補正予算案について	現時点では、補正予算を組むまでの大きな差異がないことから、必要であれば次回理事会に補正予算案を提出することとした。
3 令和4年度総会にかかる準備について	令和4年度の通常総会までのタイムスケジュールについて確認を行った。なお、総会の日程を次の通り決定した。 <定時社員総会> 会場：徳島グランヴィリオホテル 日時：令和4年5月30日(月)15：00
4 令和4年度役員改選について	令和4年度任期満了に伴う役員改選にあたり、候補者選出方法などについて協議した。
5 全浄連表彰について	全浄連表彰における推薦候補者を決定した。全浄連から表彰の推薦方依頼を受けた際には該当者を推薦することとした。 ○全浄連表彰状：2名 ○ " 感謝状：1名
6 その他について	
①令和4年度センター車両の入替計画について	令和4年度に入替予定の車両の一覧を提示し、その購入について承認を受けた。
②徳島県からの協力要請について	県から消費者志向自主宣言を行う事業者として協力依頼を受けたことについて協議を行った。 当法人の業務は浄化槽法に基づく検査であるため、消費者として位置付けるには語弊があるのではないかとの意見があり、引き続き検討していくこととした。

### 《報告事項》

報告事項	報告内容
1 センター会員地区(旧支部)報告会の開催スケジュールについて	令和3年度の事業・理事会の運営報告、並びに地域の課題など会員の意見を集約するため、地区(旧支部)単位で会員報告会を開催することを決定した。

		<p>&lt;開催日程&gt; (3/1) 徳島地区 (3/2) 鳴門地区 (3/7) 小松島地区 (3/11) 阿南地区 (3/14) 阿北地区 (3/15) 美馬地区 (3/17) 三好地区 (3/24) 海部地区</p>
2	浄化槽維持管理標準契約書の取り扱いにかかる支所窓口業務について	「浄化槽維持管理標準契約書」に貼付する印紙の消印について、県水環境課から指摘があったことを報告した。 消印を誰が行うのかという点について議論となったため、運用について早急に県と再確認することとした。
3	各種法令遵守事項について	①道路交通法施行規則の改正 アルコールチェックの義務化について報告した。 ②労働施策総合推進法の改正 パワーハラスメント防止措置の義務化について報告した。
4	各種講習会の開催について	2月から3月にかけて計画していた事業の開催有無について報告した。 <中止とする事業> (2/1) 浄化槽教室(吉野川会場) (2/3) 令和3年度浄化槽技術講習会 (2/16-18) 浄化槽技術管理者講習会 <予定通り開催する事業> (2月-3月) 浄化槽教室(吉野川以外) (2/10) 浄化槽管理士研修会
5	執行理事の業務報告について	1/7～1/26の執行理事の業務報告を行った。
6	次回理事会の日程調整について	令和3年度内の常任理事会・理事会の日程を決定した。 (2/17) 常任理事会 (2/25) 第10回理事会 (3/23) 常任理事会 (3/28) 第11回理事会
7	その他	①会員からの意見書の提出について 清掃部会員から意見書が提出された旨を報告し、清掃部会で協議することとした。 ②年度内に提案する議題について ・プロワ交換費補助制度の正式導入について ・採水員による合併浄化槽の一次検査の検証について ③人員算定基準における緩和措置について 令和4年度から住宅の人員算定基準が緩和される旨を説明し、会員に周知することを報告した。

全ての議事が終了したため、午後5時17分に閉会した。





## 飯泉嘉門徳島県知事に 新年の挨拶を行いました

1月12日(水)飯泉知事への新年挨拶のため、田村会長、加統副会長、井内副会長、森常任理事、空保専務理事、三好理事が、徳島県庁を訪れ、新年を迎えるにあたり、公益事業活動のさらなる推進について、その決意と意気込みを語った。

田村会長は知事に対し、センターに現役担当課長が出向したことで公益法人として官民一体となった活動ができるようになったことへのお礼と、今後も受検率の向上に努めていくとともに、我々が徳島県の水を守る役割を担っていることを自覚し、汚水処理人口普及率の向上に取り組むたいと公益法人の理事としての熱い思いを伝えた。

知事からは、「合併処理浄化槽は、市町村設置型にインセンティブを与え、また災害に強いメリットを活かし学校への設置等で進めている。今後は流域下水道とうまく相乗効果のある施策をしっかりと狙っていく段階にある。さらに必要となってくるのは法定検査をしっかりと受けてもらうことだ」と話が合った。

センターは、日ごろから出向理事を通じてセンターの活動状況を伝えているが、知事との面談で、考えを共有していることを確認し、そのことも知事に伝えることができた。

面談の最後には、「これからも頑張る。」と知事自らグータッチの激励をいただき、新年の挨拶を終えた。



## 令和3年度 第6回 浄化槽管理士研修会を開催

令和4年2月10日(木)、あわぎんホール徳島郷土文化会館において浄化槽管理士研修会を開催し、浄化槽管理士27名が受講した。

今回の研修会は、浄化槽の信頼と十分な機能の発揮を確保するため、適正な維持管理の知識と技能の向上に対応した浄化槽管理士研修会を実施。講師に日本環境整備教育センター、徳島県水・環境課、徳島県環境技術センターから講師を招き、浄化槽の整備計画、維持管理のポイントや徳島県内における維持管理の現状など約5時間にわたり研修を行い、適正な維持管理に対する知見を深めた。

講習内容は以下のとおり。

1. 浄化槽行政の動向
2. 浄化槽の構造と機能
3. 浄化槽の保守点検と清掃  
(公財) 日本環境整備教育センター  
講習事業グループチームリーダー 櫛田 陽明 氏
4. 地域における浄化槽情報
  - ①浄化槽に関する施策転換と普及状況について  
徳島県県土整備部水・環境課  
主事 福島 好宏 氏
  - ②浄化槽の管理技術情報と法定検査の結果について  
(公社) 徳島県環境技術センター 川原 浩二



令和3年度開催の浄化槽管理士研修会は、すべて終了いたしました。

令和4年度の開催計画につきましては、決定次第、当紙面にてお知らせいたしますので、令和4年度も、計画的に受講いただくよう宜しくお願い申し上げます。



## 労働安全衛生法に基づく特別教育を実施

### ① 低圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会

令和 4 年 1 月 19 日(水)、(一財) 四国電気保安協会において、低圧電気取扱い者安全衛生特別教育講習会に検査員が参加した。

講習会は、労働安全衛生法第 59 号「安全衛生教育」及び労働安全衛生規則第 36 条 4 号「特別教育を必要とする義務」に基づく特別教育で、低圧電気取扱業務に関する学科と実技の講習を受講し、最後に確認テストを受けて受講者全員に修了証が発行された。

**※危険有害業務に対する安全特別教育にあたるので、電気工事士資格を有している者も受講対象にあたります。**

#### 〈講習内容〉

内容	科 目	時間
学科	低圧の電気に関する基礎知識	1 時間
	低圧の電気設備に関する基礎知識	2 時間
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1 時間
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2 時間
	関係法令	1 時間
実技	低圧電路の開閉器操作と、活線と停電の確認方法	1 時間

### ② フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

令和 4 年 1 月 14 日(金)と 2 月 8 日(火)、徳島県建設センターにおいて開催された「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」に検査員 2 名が参加した。

労働災害で高所からの墜落・転落によるものが建設業全体の 40% 以上を占めていることを踏まえ、高所作業の方法や設備に関する基礎知識、フルハーネス型墜落制止器具の種類・構造・使い方などについて説明を受けた。

さらに、労働災害の防止に関して、足場と躯体間の墜落防止措置、落下物による危険防止措置、感電防止措置、保護帽の使用方法などの説明とともに、労働安全衛生法や労働安全衛生規則などの関係法令についても丁寧な説明があった。

そして最後に、参加者が一人ずつフルハーネスの装着の実習を行って一日の講習を終え、受講者全員に修了証が交付された。

#### 〈講習内容〉

区分	科 目	時間
学科	作業に関する知識	1h
	墜落制止用器具に関する知識	2h
	労働災害の防止に関する知識	1h
	関係法令	0.5h
実技	墜落制止用器具の使用法等	1.5h

## 令和 4 年 1 月 2 日よりフルハーネス安全帯が義務化

### 改正の 3 つのポイント

#### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更

「墜落制止用器具」として認められる器具

	安 全 帯		墜落制止用器具
①	銅ベルト型 (一本つり)	○	銅ベルト型 (一本つり)
②	銅ベルト型 (U 字つり)	×	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○	ハーネス型 (一本つり)

#### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが 6.75m 以下)は「銅ベルト型 (一本つり)」を使用できます。

#### 3. 「安全衛生特別教育」が必要

→高さが 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業

(建設関係の事業主、事業主団体の皆様へ)

フルハーネス型墜落防止用器具を用いた業務に関する特別教育は助成金を支給されます。

<支給に必要な手続き>

- ・計画届の提出  
技能実習実施日の原則 3ヶ月前から 1週間前までに提出
- ・支給申請書の提出期限  
技能実習が終了した日の翌日から起算して原則 2ヶ月以内

※手続きにつきましては最寄りのハローワークにお問い合わせください。



やってみよう

さあ なんもんに  
チャレンジ～  
(3問ですけど…(´\_`))

# 頭の トレーニング



## 問題1 施工問題

浄化槽設備士の国家試験の受験資格について次のうちどれが正しいか一つ選んでください。(実務経験)

- ア. 大学卒業者で指定学科卒業後、2年以上
- イ. 短期大学卒業者で指定学科卒業後、3年以上
- ウ. 高等学校卒業者で指定学科卒業後、3年以上
- エ. その他の者(学歴不問) 5年以上

## 問題2 管理問題

県に浄化槽保守点検業の登録を行う際に必要な物は次のどれでしょうか？

- ア. 混合液浮遊物質濃度 (MLSS) 測定器具
- イ. 送風機 (ブロア)
- ウ. 管内検査カメラ
- エ. 手かぎ



## 問題3 サービス問題

県内で浄化槽市町村整備推進事業をPFI方式で導入している市町村数は次のどれでしょうか？

- ア. 0
- イ. 1
- ウ. 2
- エ. 3



応募は4月30日までに、①答え、②会社名・氏名、③住所、④電話番号をご記入のうえ、下記の(1)又は(2)のいずれかの方法でご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に粗品をプレゼント致します。なお、当選は発送をもってかえさせていただきます。

### <応募先>

- (1) メールの場合  
E-mail : kawahara@tokushima-env.jp
  - (2) FAXの場合 : 088 - 636 - 1122  
(公社) 徳島県環境技術センター 川原まで
- ※お送りいただいた個人情報は粗品の発送のみに利用いたします。

# 水質計量便り

～使い捨てカイロは多才です～

3月といえば春分の日を迎え、春の訪れを感じますが、サンプリングなどの現場作業では、まだまだ寒さが身にしみますね。

そんな時はカイロを上手にを使って、体調を整えましょう。実は症状によって、カイロを貼るのに効果的な場所があります。

例えば、手先の冷え対策には、意外にも首に貼るのが効果的だそうです。首には頸動脈と呼ばれる太い血管が走っているため、体中が温まりやすく、また首の後ろには「大椎」という風邪・悪寒に効果的なツボもあります。

また、肩から背中にかけての僧帽筋が冷えると、体がこわばり、血流が悪くなりますが、肩胛骨の間の「風門」と呼ばれるツボを温めると、コリやこわばりをほぐせます。

冷えによる腰痛には、おへその真裏にある「命門」やそこを中心として指二本分ほど外側にある「腎俞」というツボにカイロを貼ると足腰のだるさを和らげる効果があります。

全身の冷えには、お腹にカイロを貼るのが一番です。おへそから指1本半ほど下の「気海」というツボを温めるとさらに効果的です。

また、足の指先の冷え対策には、指先でなく、足首のくるぶし周辺や内くるぶしの後ろ、アキレス腱との間のくぼみの「太谿」と呼ばれるツボを温めるとよいそうです。

さらに、役目を終えた使い捨てカイロは、再利用もできます。カイロには鉄粉や水、塩分や活性炭、パーミキュライトが含まれているので、下駄箱に置くと活性炭の働きで消臭剤や除湿剤として使用できるそうですよ。

パーミキュライトは天然のケイ酸塩鉱物で、園芸用土として用いられており、塩分を除去すると土壤改良用の土としても利用できます。

そのほか、鉄粉や活性炭を水中に入れることで、CODの改善が見られたなど、環境改善にも活用されているようです。使い捨てという名前は返上ですね。

by koizumi

# 事務局だより

## 法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

### ○11条検査

日程：令和4年4月1日～令和4年5月6日  
地区：徳島市、東みよし町、三好市

### ○7条検査

日程：令和4年4月1日～令和4年5月6日  
地区：小松島市、阿南市

### ○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和4年4月1日～令和4年5月6日  
地区：那賀町全域

### ○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和4年4月1日～令和4年5月6日  
地区：神山町全域